

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

原告ら代理人意見陳述

2021年(令和3年)9月24日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟復代理人

弁護士 宮本 庸弘

原告らが今回提出した第13準備書面では同性婚の実現に向けた国内外での更なる社会情勢の変化についての主張をしています。

2021年3月17日、札幌地裁は、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について、「合理的根拠を欠く差別的取扱いに当たる」として憲法14条1項に違反すると判決を下しました。

新聞・テレビ等の各種メディアは、この札幌地裁判決を大きく報道しました。朝日新聞は、社説において、「少数者の基本的人権を尊重し、時代の大きな流れにも沿った判決」と評価し、「これ以上手をこまぬくのは、差別に加担し偏見を助長するのと同じだ」と論じました。毎日新聞は、社説において、「人権尊重した画期的判断」と評価し、「今回の判断は、時代に即したものだと言える。」と論じています。東京新聞の社説では、「性的少数者の人権を重んずるのは当然」とし、「婚姻についても同性愛者の権利保護を明確にしたわけで、司法の役割は果たしたと評価できる。」と論じた上で、国においては「もはや性的マイノリティーに対する社会意識が大きく変化しているのは明らかだ。性的指向で婚姻まで差別するのは不当だとの司法メッセージを重く受け止めるべきである。」と論じています。

また、札幌地裁判決を受け、宮崎弁護士会や沖縄弁護士会などの各弁護士会か

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

らは札幌地裁判決を評価し、同性婚を認めるために民法等の関連法令の速やかな改正を求める声明が発出されています。また、このような声明は弁護士会に留まるものではなく、東京青年司法書士協議会が、国に対して早急に同性婚の法制化をするよう強く求める会長声明を発出したほか、日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会も札幌地裁判決を評価する見解を発表しました。

このように、札幌地裁判決が高く評価される中、日本の社会や国民の意識も確実に変わりつつあります。全国各自治体でのパートナーシップ制度の申請件数は、2021年6月30日時点で、2918組にのぼり、導入自治体の人口カバー率は37.8%にもなりました。パートナーシップのみならず、家族として暮らしている子どもとの関係も合わせて証明するファミリーシップ制度を始めた自治体もあります。

札幌地裁判決直後に朝日新聞が実施した電話世論調査によれば、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」との質問に対し、「認めるべきだ」との回答は65%に上り、「認めるべきでない」との回答の22%を大幅に上回った。年代別に見ると、中年層・高齢者層を含むいずれの年代においても同性婚を認めるべきとする意見が増加しており、60代以下ではすべての年代で同性婚を認めるべきとする意見が過半数を大幅に上回っています。

企業においても、KDDI株式会社は、多様性を尊重しLGBT当事者が生き生きと働くことができる環境を整備するため、会社が認めた同性パートナーの子を社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ申請」を2020年6月1日より開始したほか、同性婚の実現に賛同する企業を可視化するキャンペーン「Business for Marriage Equality」に、パナソニック株式会社、日本コカコーラ社など46社が同キャンペーンへの賛同を明らかにしました。

以上述べたような社会的な動きの中で、同性婚を求める当事者の声もますます強くなっています。今回、原告本人らの陳述書を裁判所に提出しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

原告スティーガーは、「私たちは現在の生活が安定しているのでこうして裁判の原告となって戦うことができますが、社会にはもっと大変な状況にある同性愛者等も沢山います。私は、この裁判の結果次第では、原告だけでなくその他の同性愛者等も、次の世代、その更に次の世代の誰もが、自分の性的指向で悩むことがなく、それぞれの人生に希望を持って生きていける社会が作れると思っています。」と述べています。

原告坂田は、「札幌地方裁判所の判決では、同性婚を認める規定を設けていない現行法は憲法14条に違反しているとはっきりと言われていて、判決の日、在宅勤務のお昼休みにそれを聞いた時、私は思わず泣いてしまいました。判決を聞いて泣くとは思っていなかったので自分でも驚いたのですが、それまでに当事者が何度も、何度も、差別だと言いつけていたことが、公にも差別だと認めてもらえたことが本当に嬉しかったのです。」と述べています。

原告川田は、この裁判の原告になった理由について、「日本に住む同性愛者、誰もが自分のセクシュアリティをオープンにできているわけではありません。地方であれば尚更です。家庭や親戚、職場、学校など、周りにも気を遣います。私たちのように、カップルが二人とも同性愛者であることをオープンにできている、顔も名前も出して活動できる当事者は少ないことでしょう。私たちのような者が声をあげなければ社会は変わっていかない、そう思い、私は原告になる決意をしました。」と述べています。

原告田中は、「同性カップルが結婚できないことは人権侵害なのだ、平等違反なのだ」と裁判所で明らかにされることで、多くの人々の同性カップルや性的マイノリティに対する意識は大きく変わると思いますし、若い当事者たちも、将来に希望を持つことができるようになると思います。」と述べています。

原告1番は、匿名でこの裁判に参加しました。「一般の男女の場合は結婚が当たり前で、結婚してもいいし、しなくてもいい訳です。しかし、私達にはその選択すらありません。これは不平等だと感じます。私達以降の若い世代には、同性でも、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

結婚するかどうか選択できるのが当たり前の社会になってほしいと切に願う」と述べています。

パートナーである原告2番も、札幌地裁判決を聞いた感想を、「札幌地方裁判所で、この裁判の全国で初めての判決が出ました。その内容を聞いて、一歩前進したと思い、とても嬉しくなりました。この大阪でも、世の中を一歩前に進める、そんな結果につながるとよいなと望んでいます」と述べています。

裁判所におかれましては、こうした社会の動き、そして同性婚を求める当事者らの声に真摯に耳を傾けて頂きますよう切に希望します。

以 上